

令和元年5月24日

記者発表資料

総務部
財政部

令和元年第3回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 予算議案 (1件)

- ① 令和元年度徳島市一般会計補正予算 (第1号)

2 条例議案 (7件)

- ① 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 徳島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ④ とくしま植物園緑の相談所条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑤ 徳島市さくら基金条例を定めるについて
- ⑥ 徳島市学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑦ 徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を定めるについて

3 単行議案 (2件)

- ① 市道路線の廃止について《1路線》
- ② 市道路線の認定について《10路線》

4 報告（22 件）

- ① 平成 30 年度徳島市一般会計繰越明許費繰越報告書
《庁舎等改修事業 等 計 45 件 繰越額 3,373,009 千円》
- ② 平成 30 年度徳島市下水道事業特別会計繰越明許費繰越報告書
《沖洲地区下水管渠築造事業 等 計 8 件 繰越額 1,325,547 千円》
- ③ 平成 30 年度徳島市水道事業会計予算繰越報告書
《徳島環状線建設に伴う配水管布設替工事 等 計 19 件 繰越額 505,549 千円》
（うち事故繰越 2 件 11,858 千円）
- ④ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑤ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑥ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑦ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑨ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑪ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑫ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑬ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑭ 専決処分の報告について《訴訟の提起について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑮ 専決処分の報告について《訴訟の提起について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑯ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（支払遅延：中央浄化センター）》
- ⑰ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：西部業務課）》
- ⑱ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑲ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：東部業務課）》
- ⑳ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：西部業務課）》
- ㉑ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：西部業務課）》
- ㉒ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：西部業務課）》

5 追加提出予定議案

① 人事議案（1件）

(1) 教育委員会委員の任命について

令和元年度 6 月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第 1 号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	41,192,283	21,000	41,213,283
15 国庫支出金	19,733,476	335,000	20,068,476
16 県支出金	7,335,399	24,954	7,360,353
17 財産収入	99,144	31	99,175
歳入合計	99,670,000	380,985	100,050,985

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
6 農林水産業費	1,085,461	13,954	1,099,415	13,954			
7 商工費	1,814,668	335,000	2,149,668	335,000			
8 土木費	10,871,750	32,031	10,903,781	11,000		31	21,000
歳出合計	99,670,000	380,985	100,050,985	359,954		31	21,000

《歳出款別事業別》

- ◎ 農林水産業費 【 13,954千円】
 (1) 担い手確保・経営強化支援事業費 11,909千円
 (2) 農業用ハウス強化緊急対策事業費 2,045千円
- ◎ 商工費 【 335,000千円】
 (1) プレミアム付商品券事業費 335,000千円
- ◎ 土木費 【 32,031千円】
 (1) 鉄道高架促進費 22,000千円
 (2) さくら基金積立金 10,031千円
- ◎ 債務負担行為補正（追加）
 (1) 新ホール整備事業（限度額：9,450,000千円 期間：令和2年度～令和5年度）
 (2) 四国横断自動車道側道整備事業（限度額：413,773千円 期間：令和2年度～令和3年度）

令和元年度 6月補正予算の概要

一般会計補正予算（第1号）

1 「おどる」まち・とくしまの実現 …………… 【380,985千円】

- (1) 担い手確保・経営強化支援事業費 11,909千円
- (2) 農業用ハウス強靱化緊急対策事業費【新規】 2,045千円
- (3) プレミアム付商品券事業費 335,000千円
- (4) 鉄道高架促進費 22,000千円
- (5) さくら基金積立金【新規】 10,031千円

※ 債務負担行為補正（追加）

(1) 新ホール整備事業

文化センター敷地を建設予定地とする新ホールの令和5年度中の開館に向け、今年度中に設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）により事業を行う民間事業者を募集し、契約を行う必要があるため、設計から工事監理、本体工事にかかる費用、地下構造物の解体費、外構整備費及び本体工事と一体的に整備する備品などに要する費用について、債務負担行為の補正を行う。

限度額：9,450,000千円

期 間：令和2年度～令和5年度

(2) 四国横断自動車道側道整備事業

高速道路の建設に伴い周辺地域にもたらされる地域の分断や浸水被害の解消を図るため、高速道路本線に平行する側道について、工事の委託を行っている。本線の開通時期の延期に伴い、平成28年度から令和元年度までの計画期間について、今年度中に変更が必要となるため、債務負担行為の補正を行う。

限度額：413,773千円

期 間：令和2年度～令和3年度

【一般会計予算総額】

補正前の額	補 正 額	計
99,670,000千円	380,985千円	100,050,985千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

（単位 千円）

区 分	平成30年度	令和元年度	増減額
6月 補正計上額	106,331	380,985	274,654
6月 補正後予算額	98,192,331	100,050,985	1,858,654

令和元年第3回徳島市議会定例会

(条例議案の概要説明)

① 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

建築基準法の改正に伴い、申請手数料について次のとおり改正する。

1 申請手数料の新設

(1) 2以上の工事に分けて既存の建築物の工事を行う場合において、建築基準法の制限の緩和を受けることができる全体計画に係る認定申請手数料及び変更認定申請手数料を1件につき2万7,000円とする。

(2) 既存の建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料を1件につき12万円とし、既存の建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可申請手数料を1件につき16万円とする。

(3) 用途地域における用途規制の特例の許可のうち、建築審査会の同意の取得等を要しないものについての許可申請手数料を次のとおり定める。

ア 用途地域における用途規制の特例の許可を受けている建築物の増築等についての許可申請手数料 1件につき12万円

イ 日常生活に必要な建築物であって、騒音や振動対策等が講じられているものの建築についての許可申請手数料 1件につき14万円

2 施行期日

公布の日から施行する。

② 徳島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めるについて

地方税法等の改正に伴い、市民税等について次のとおり改正する。

1 市民税の改正

個人市民税の非課税措置の対象に、前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を加える。

2 軽自動車税の改正

(1) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割について、エネルギー消費効率が令和2年度における基準以上であること等の条件を満たしたものについては非課税(現行 取得価額の100分の1)とし、その他のものについては取得価額の1

00分の1（現行 取得価額の100分の2）とする。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車に対する種別割の軽減措置について、令和3年度分（現行 平成31年度分）まで延長する。

(3) 自家用の三輪以上の電気軽自動車等であって乗用のものについて、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新規取得した場合には令和4年度分の種別割に限り、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得した場合には令和5年度分の種別割に限り、次のように軽減する。

区 分	軽減後の税率	標準税率
三輪のもの	1,000円	3,900円
四輪以上のもの	2,700円	10,800円

3 その他

個人市民税に関する申告書の記載事項を簡素化する等所要の改正をする。

4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、前記1については令和3年1月1日から、前記2のうち(1)及び(2)については令和元年10月1日から、(3)については令和3年4月1日から施行する。

③ 重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

所得税法の改正により、控除対象配偶者の定義が変更されたことに伴い、次のとおり改正する。

1 用語の整備

条例中の「控除対象配偶者」の用語を「同一生計配偶者」に改める。

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和元年8月診療分から適用する。

④ とくしま植物園緑の相談所条例の一部を改正する条例を定めるについて

とくしま植物園緑の相談所（以下「緑の相談所」という。）の管理について、地方自治法に基づく指定管理者制度の導入等を図るため、次のとおり改正する。

1 指定管理者制度

(1) 緑の相談所の管理は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(2) 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 緑の相談所が行う事業の実施に関する業務

イ 緑の相談所の維持管理に関する業務

ウ その他市長が必要と認める業務

(3) その他所要の規定の整備を行う。

2 利用者

緑の相談所の施設等を利用できる者は、緑又は自然に関する会議、講習会等の開催を目的とする個人又は団体その他市長が特に必要と認める者とする。

3 施行期日等

(1) 前記1は令和2年4月1日から、前記2は公布の日から施行する。

(2) 指定管理者の指定及びこれに係る手続等は、前記1の施行の前日においても行うことができる。

⑤ 徳島市さくら基金条例を定めるについて

本市の花である「さくら」を生かしたまちづくりに関する事業を推進するため、徳島市さくら基金（以下「基金」という。）を設置する。

1 積立て

(1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(2) 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民等の寄附金は、積み立てる額に充てることができる。

2 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、「さくら」を生

かしたまちづくりに関する事業の経費に充てるもののほか、基金に編入するものとする。

4 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

5 処分

基金は、「さくら」を生かしたまちづくりに関する事業の経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

6 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は市長が別に定める。

7 施行期日

公布の日から施行する。

⑥ 徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額等について次のとおり改正する。

1 補償基礎額の改正

公務災害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を平均0.25%引き上げる。

2 介護補償額の改正

介護補償の月額を次のとおり改正する。

区 分		改正案	現 行
常時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	16万5,150円	10万5,290円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	7万790円	5万7,190円
随時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	8万2,580円	5万2,650円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	3万5,400円	2万8,600円

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成31年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用する。

⑦ 徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 住宅用防災警報器等の設置の免除

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したときは、住宅用防災警報器等を設置しないことができることとする。

2 用語の整備

工業標準化法の改正に伴い、条例中の「日本工業規格」の用語を「日本産業規格」に改める。

3 施行期日

前記1は公布の日から、前記2は令和元年7月1日から施行する。